
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 IAS 第 32 号「金融商品：表示」

当初時点において金融負債に分類されるワラントの会計処理

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2021 年 3 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、当初時点において金融負債に分類されるワラントの会計処理に関するアジェンダ決定案に対する当委員会の対応（案）の取扱いについて、アジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。

II. 背景及び経緯

2. IFRS-IC は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」（以下「IAS 第 32 号」という。）を適用する際、発行者は、当初認識時以降、特定の状況下においてデリバティブ金融負債を再分類するか否かに関する要望書を受け取った。
3. 要望書では、ある企業が次のようなワラントを発行する取引を取り上げていた。
 - (1) ワラントの保有者に対して、発行企業自身の資本性金融商品を購入することができる権利を与えており、その行使価格は将来の日において決定される。
 - (2) 発行企業は、IAS 第 32 号を適用し、当初時点において当該ワラントを金融負債として認識する。なぜなら、発行企業が資本性金融商品の発行の対価として受け取る現金の金額は固定されていない（すなわち、いわゆる「固定対固定」の条件を当初認識時点において満たさない）ためである¹。
4. 要望書の提出者は、IAS 第 32 号は、当初時点は「固定対固定」の条件を満たさないがその後を満たす場合について明示的な要求事項を定めていないとして、行使価格がその後決定された時点において発行企業は当該ワラントを資本へ再分類するか否かについて質問していた。要望書の提出者によれば、実務上、次の 3 つの見解が見受けられているとしていた（各見解に関する説明については、別紙 2 参照）。

¹IAS 第 32 号第 11 項及び第 16 項を適用する際、デリバティブ金融商品は、固定金額の現金（又はその他の金融資産）と企業自身の資本性金融商品の固定株式数と交換する場合に限り資本性金融商品に該当するとされており、一般に「固定対固定」の条件と呼ばれている。

- (1) 見解 1：発行企業は、当該ワラントを再分類することが禁止される。
- (2) 見解 2：発行企業は、当該ワラントの再分類について、会計方針として選択することができる。
- (3) 見解 3：発行企業は、当該ワラントを再分類することが要求される。

III. 2021 年 3 月の IFRS-IC 会議における議論

アウトリーチ活動

5. 要望書で記述されているワラントは一部の法域においては広く見受けられているとの声が 2018 年に IASB が公表したディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」（以下「2018 年 FICE DP」という。）に対する多くの回答等で既に聞かれており、かつ、IASB スタッフはその会計処理に関して実務上異なる見解が存在することについて既に承知しているため、本件についてはアウトリーチ活動を実施しないことを決定したとしている。

IASB スタッフの分析

（契約条件が変更されない場合における再分類）

6. IASB スタッフは、IAS 第 32 号が当初認識時以降に再分類を容認しているか否かの問題は、要望書に記述されている状況以外でも発生することが明らかであると分析しており、次のような事例を示している。
 - (1) ワラントの当初認識時点以降に発行企業の機能通貨が変更されたことにより、発行企業の変更後の機能通貨ベースでは交換される現金の金額が固定金額ではなくなったケース
 - (2) 親会社が発行したデリバティブが、固定金額の現金を対価として固定された株式数の子会社株式を引き渡すことにより決済される場合において、当初認識時点以降に当該子会社が連結範囲から除外されたことにより、当該企業グループ自身の株式の固定された株式数との交換取引に該当しなくなったケース
 - (3) 偶発事象が発生した場合にのみ発行者が現金又はその他の金融商品の移転が求められる金融商品の場合で、当該偶発事象が当初認識時点においては発行者の支配下になかったが、その後、発行者の支配下となったケース
 - (4) 企業自身の資本性金融商品を移転することで決済される企業結合における偶発対価の場合で、株式数が将来の時点に決定されるケース

- IASB スタッフは、要望書に記述されている事実関係は、より広い範囲の実務上の論点の一部であると考えられるため、本件のみを独立して分析するのではなく、契約条件が変更されない場合において当初認識時以降に金融商品の分類を再評価すべきか否かという包括的な分析の一部として取り扱うべきであるとしている。

(FICE プロジェクト)

- 2020年12月に、IASBはFICEプロジェクトを基準設定プログラムに移行させており、金融負債と資本金金融商品間の再分類は、FICEプロジェクトにおいて対処することを検討している実務上の論点の1つとして特定されている。
- FICEプロジェクトにおいては、IAS第32号における基礎となる原則の一部を明確化し、当該原則について整合性をもって適用することを促進するための適用上の要求事項を追加することに焦点を当てている。また、IAS第32号における特定の要求事項について裏付けとなる明示的又は黙示的な原則が存在していない場合には、1つの原則を開発することを決定する可能性もあるとしている。
- IASB スタッフは、本論点を分析する際、IFRS第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号」という。)における認識の中止に関する要求事項との関連性及び影響について検討することが考えられるが、当該アプローチはIFRS-ICが取り組むことができる作業よりも範囲が広く、それが故にIFRS基準の適用に関する類似した問題を提起する事実関係に対して意図せざる結果を生じさせるリスクを低減することができるかと分析している。

(IASB スタッフによる推奨事項)

- IASB スタッフは、本件については、その他の状況においても再分類に関する類似した問題が生じているため独立して検討するには範囲が狭すぎると考えられ、またIAS第32号における基礎となる原則の明確化を行う検討の中で取り扱うことが既存のIFRS基準及び概念フレームワークとより整合性をもって効果的に解決できると考えられるとして、IFRS-ICは基準設定プロジェクトとして追加するのではなくFICEプロジェクトの一部として取り扱うことが適切である旨を説明する暫定アジェンダ決定を公表することを推奨している。

IFRS-IC 会議での議論の概要及び結果

- 契約の変更が行われない場合に分類の見直しを行うべきか否かという問題は要望書が取り上げている取引以外の状況においても生じるためFICEプロジェクトにおいて原則的な対応を検討することが適切であるとして、スタッフの提案に賛成する意見が多く聞かれ、反対する意見は聞かれなかった。また、一部の委員からは、IASB スタッフ

が提案する暫定アジェンダ決定案のドラフト文言に関して、現行の IAS 第 32 号では分類の見直しが禁止されていることを暗に印象付けるような表現が見受けられるため、より中立的な表現に修正することが望ましいといった意見が聞かれた。

13. 議論の結果、IASB スタッフが提案したアジェンダ決定案の文言を一部修正したうえで、IFRS-IC が本件を独立して検討するには範囲が狭すぎるため、基準設定アジェンダとして取り上げないこと、その代わりに FICE プロジェクトにおけるより幅広い議論の一部として検討することを推奨する旨を説明する暫定アジェンダ決定案が公表されている。

今後の予定

- 14 IFRS-IC は、アジェンダ決定案について 2021 年 5 月 24 日までコメントを募集しており、今後の会議において当該アジェンダ決定案を最終化するか否かについて再検討する予定である。

以 上

別紙1 2021年3月のIFRIC Updateの「アジェンダ決定案」(仮訳)

委員会は、ワラントの分類変更に関するIAS第32号の適用に関する要望を受けた。具体的には、要望書は、ワラント発行者の固定数の資本性金融商品を将来のある日において確定される行使価格で購入する権利を保有者に与えるというワラントを記述していた。当初認識時においては、行使価格の変動可能性があるため、発行者はIAS第32号の第16項を適用するにあたり、これらの金融商品を金融負債に分類する。これは、デリバティブ金融商品が資本に分類されるためには、発行者が固定金額の現金又は他の金融資産を企業自身の固定数の資本性金融商品と交換することによって決済されるものでなければならないからである(「固定対固定の条件」)。要望書は、契約で定められているように当初認識後にワラントの行使価格が固定された後において、その段階では固定対固定の条件は満たされることになるので、発行者はワラントを資本として分類変更するのかどうかを質問していた。

委員会は、IAS第32号は、金融商品の契約条件に変更がない場合の当初認識後の金融負債及び資本の分類変更についての一般的な要求事項を含んでいないことに着目した。委員会は、分類変更に関する同様の疑問が他の状況で生じることを認識した。発行者による分類変更は、当審議会が資本の特徴を有する金融商品(FICE)のプロジェクトで扱う実務上の論点の1つとして識別されている。委員会は、要望書に記載された事項は、単独では、審議会又は委員会が費用対効果の高い方法で扱うには狭すぎると結論を下した。その代わりに、審議会はこの事項をFICEプロジェクトに関するより幅広い議論の一部として検討すべきである。これらの理由により、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを[決定した]。

以上

別紙 2 要望書の提出者が言及する 3 つの見解の説明

1. 要望書の提出者は、要望書が取り上げている取引の会計処理について 3 つの見解が見受けられているとしており、各見解を支持する理由について次のように説明している。

(ア) 見解 1: 発行企業は、当該ワラントを再分類することが禁止される。その結果、当該ワラントは、行使価格がその後に決定された時点において金融負債に継続して分類される。

(支持する理由)

① 次の IFRS の要求事項により、支持されると考えられること。

- IAS 第 32 号第 15 項は、金融商品の発行者に対して、当初認識時点において金融商品を分類するように要求している。
- IFRS 第 9 号第 3.3.1 項は、発行者に対して、金融負債が消滅した場合（すなわち、契約上の義務の免責、取消又は行使）に限り、消滅の認識を行うように要求している。
- IFRS 第 9 号第 3.3.2 項は、既存の金融負債の重要な条件変更を当初の金融負債の消滅及び新たな金融負債の認識として会計処理するように求めている。

② IAS 第 32 号は、当初認識時以降、金融商品を再分類することは想定していないと考えられること。

③ 当該負債は消滅していないため行使価格が決定された時点では IFRS 第 9 号における認識の中止に関する要求事項を満たしておらず、また、行使価格が将来の時点において決定されることについては、当初の契約条件において定められているため IFRS 第 9 号が定める重要な契約変更も生じていないこと。

(イ) 見解 2: 発行企業は、当該ワラントの再分類について、会計方針として選択することができる。

(支持する理由)

① IAS 第 32 号は、事実関係の変化を反映するために金融商品の性質及び分類を企業が再評価することを妨げてはいないと考えられること。その場合、行使価格が決定された時点で評価するとした場合、IAS 第 32 号の「固定対固定」の条件を満たすことになるため、当該時点でワラントの実質が資本性金融商品に変化したと考えられ、行使価格が決定された以降に金融負債に継続して

分類することは誤解を生じさせると考えられること。

(ウ) 見解3：発行企業は、当該ワラントを再分類することが要求される。

(支持する理由)

- ① 当該金融商品の実質的な条件が時の経過のみを原因として変化しているため、再分類が要求されると考えられること。ワラントの性質が資本性金融商品に変化している場合には、(当該結果が当初の契約条件に定められていたとしても) IFRS 第9号第3.3.1項における金融負債の認識の中止に関する要求事項を満たしていると考えられること。

以 上